

公 告

石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託公募型 プロポーザルの実施について

浜田市プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年浜田市訓令第 3 号）に基づき、石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザルを実施するので、同訓令第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 11 日

浜田市教育委員会

教育長 岡 田 泰 宏

1 業務名 石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託

2 主な業務内容

- (1) 石見神楽保存・伝承拠点検討委員会の運営支援
- (2) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想の作成

3 提案資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分野「役務等の提供」の大分類「企画・製作」の小分類「アンケート・計画策定」に登録されている者

* 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「8 担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 4 月 25 日（金）までに郵送すること（必着）。また、島根県電子調達システムからの申請に当たっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

- (3) 公告（募集開始）の日（令和7年4月11日（金））において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年浜田市告示第9号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第13条第3項において準用する場合を含む。）の期間にない者

4 評価基準

「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル 評価基準表」参照

5 履行期限 以下のとおり

(1) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年5月8日（木）正午（必着）
- イ 提出場所 浜田市教育委員会 文化振興課 神楽文化伝承室
- ウ 提出方法 持参又は郵送

(2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年5月30日（金）正午（必着）
- イ 提出場所 浜田市教育委員会 文化振興課 神楽文化伝承室
- ウ 提出方法 持参又は郵送

6 実施要領

「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」参照

7 実施要領の交付等

浜田市ホームページに掲載

8 担当課の名称及び連絡先（郵送先）

浜田市教育委員会 文化振興課 神楽文化伝承室 神楽文化伝承係
担 当 木谷、邊
住 所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（北分庁舎）
連絡先 0855-25-6301